

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

時代の変化...!

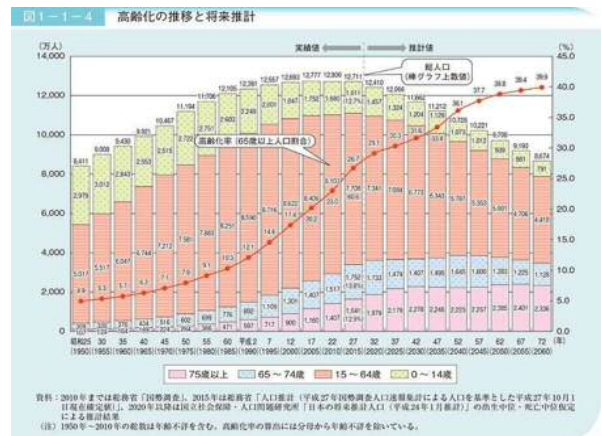
我が家のあるマンションの賃貸駐車場の改修工事が始まりました。すべてが地下三段の機械式立体駐車場だったのを半分は埋め立てて平面駐車場にしているようです。17年前にこのマンションに引っ越してきたときには抽選だった駐車場も今はガラガラです。

その原因は若者の車離れと高齢者が車を手放すことにあるようです。人口減少、超高齢化、ライフスタイルの変化といった時代の変化があつという間に私たちの生活に影響を与え始めています。私の父も80歳になったのを期に運転免許を返上し、事務所の20代、30代の若者は誰も車を持っていません。就職したらとにかくローンでも車を買わないと女の子とデートもできない...なんていう私たちの時代の常識は遠い過去のことになってしまったようです。



1945年(終戦)には約7200万人だった日本の人口は50年で1.8倍に膨み2004年には約1億2800万人となりましたが、その後減少に転じ今から30年後の2050年には約8900万人になると予測されています。つまり、50年かけて1.8倍に増えた人口が50年かけて元に戻ろうとしているのです。

また1950年4.9%だった高齢化率(65歳以上が人口に占める割合)が2020年には29.1%、2050年には38.8%になると予測されています。つまり、現在全人口の三割のお年寄りが30年後には4割になり、大人の約半数が高齢者になるということです。人口統計は戦争や大災害が無い限り外れません。私たちの日本は今から**30年後の2050年には街を歩く人が三割減り、半分が高齢者だ**という国になるのです。



ということは、単純に考えても事業者や消費者である「お客様」が三割以上減り当然ながら売上げが減少し、高齢化に伴い購買力が減ればさらに売上は減少します。さらに厳しいのは雇用できる「社員」も三割以上減少します。ITやAIによる自動化・効率化や外国人労働力の流入などの影響はあっても非常に厳しい経営環境にならざる終えないことは容易に予測されます。

遠い未来ではなく、事業承継時期が迫っている中小企業では後継者が必ずぶち当たる時代の変化ですから長期的な視点で早急に準備を始めなければなりません。特に優先すべきは「人材の確保ができる会社」をやることだと思います。働き方改革もそういう積極的な視点からみれば重要性がハッキリします。「経営者の仕事は時代の変化に対応して組織を作り変えること」... その意識をより明確にすべき時代だと思います。

◆消費税軽減税率制度導入

2019年10月から、消費税率10%への増税と日本で初めての消費税軽減税率制度が実施されます。消費税軽減税率制度導入後は、8%（軽減税率）と10%（標準税率）の2つの税率が混在することになり、スーパーやコンビニなどでの日々のお買い物時に、複数の税率が同時に適用される場合があります。日々の取引で適用される消費税軽減税率制度は、法人事業者・個人事業者・一般消費者、全ての方が知識を身につけて損はしない制度ではないでしょうか？

●消費税軽減税率対象商品

軽減税率対象商品は、①酒類・外食を除く飲食料品と②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）とされております。

軽減税率対象外となる「酒類・外食を除く飲食料品」の内、「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料とされています。同じく軽減税率対象外となる「外食」とは、テーブル、いす、カウンター等の飲食設備のある場所で行なう飲食料品を飲食させるサービスと定義されております。



※出典:日本商工会議所「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策(2018年10月発行版)」
(<https://www.jcci.or.jp/sme/c-tax/2018/1031141515.html>)

●軽減税率制度クイズ!

突然ですが、軽減税率対象商品についてクイズです。是非チャレンジしてみてください。

問:以下の取引において8%（軽減税率）と10%（標準税率）のどちらか該当する方に○をつけてください。

	取引	8%	10%
①	居酒屋でのビールの注文		
②	スーパーマーケットでみりんを購入		
③	近くの草むらで座って食べるために購入した屋台の綿菓子		
④	カラオケボックスでのフライドポテトの注文		
⑤	中学校(※)で全生徒に提供される学校給食 ※学校教育法に規定する学校		
⑥	インターネットを通じて配信する電子版新聞の購読		
⑦	回転寿司店で、持ち帰り用として注文したパック詰めのお寿司		
⑧	自宅に寿司職人を呼び、自宅で握ってもらったお寿司		

(正解は用紙下部に記載しています)

●まとめ

軽減税率制度を正しく理解するためには、国が対象品目としている「酒類・外食を除く飲食料品」の定義を理解することが重要です。ただし、「外食」については利用場所・利用方法など多岐に渡るため、全てを覚えることは困難です。国税庁HPでは、消費税の軽減税率についてQ&A形式で個別事例に合わせて回答していますので、軽減税率制度についてもっと知りたいという方は是非一度ご覧ください。

【国税庁 URL】 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_03.htm
ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

(クイズ回答) ①10%・②10%・③8%・④10%・⑤8%・⑥10%・⑦8%・⑧10%

★ 悩める税制改正第3弾！

2019年以降も税金や社会保険での制度や仕組みの変更が相次ぎます。特に見逃せないのが所得税・住民税で控除の仕組みが一部変わる点です。家計への影響は年収や家族構成により異なりますが、子育てを終えた中高年サラリーマン世帯を中心に支払う金額が増える見込みです。

これまでに負担が増えていたのは主に社会保険料でしたが、今後は税金の負担がずしりと響いてきます。消費税率の引き上げだけではありません。税金の計算上、所得から差し引いて税額を抑えられる「控除」の仕組みが相次いで見直されます。

● 収入に初の上限

2018年、まず配偶者控除の対象に世帯主の収入に初めて上限が設けられました。

収入が1,120万円（所得900万円）を超えると、所得税で38万円の控除額は段階的に縮小。

1,220万円（所得1,000万円）を超えるとゼロになります。

● 高所得者の税負担ずしい

2020年には基礎控除が、現行の38万円から48万円へと10万円拡大されます。その一方で給与収入から差し引ける給与所得控除が、10万円縮小されます。これだけを見ると負担は差し引きゼロだと感じますが、収入が多ければその限りではありません。給与所得控除の金額は給与収入の水準に応じて増える仕組みですが、収入が一定を超えると頭打ちになります。その上限額はここ数年、下がってきています。

現行では収入が1,000万円を超えると上限の220万円が適用されます。

更に20年からは収入が850万円を超えると195万円しか控除できなくなります。

23歳未満の扶養親族がいる世帯などは負担が増えないように別途調整されますが、その他の世帯では影響を受けるケースが少なくありません。

特に50代の会社員は要注意です。収入が多くて子育てが一段落した人では負担が大きく増えるケースが多いと予想されています。

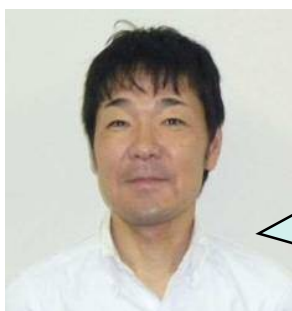
● 介護保険料が総報酬割へ

社会保険をめぐる見直しでは、4月にマクロ経済スライドの実施、10月に年金生活支援給付金の開始が予定されていますが、これらは主に年金世代向けです。

会社員等加入の厚生年金は保険料率が引き上げられ続けた後、2017年9月から年18.3%（労使折半）の水準が固定されており、当面、更なる負担増の可能性は低いと思われます。

制度見直しで目を引くのは介護保険の分野になります。会社員等が納める介護保険料は、健康保険組合などそれぞれの医療保険制度が徴収しますが、その金額は国が各組合などに割り当てています。割当額は従来加入者の人数に応じて決めていましたが、2017年度以降、加入者の収入総額で決める「総報酬割」へと移行中です。2019年度には総額の4分の3、2020年度に全面移行となります。

この結果収入の多い加入者が集まる組合では割当額が大きくなり、加入者から徴収する保険料は増えることとなります。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

制度上の大きな変更はありませんが、高齢化を背景に国全体の医療費は年々膨張しています。健保組合などを通じて現役世代が払う保険料の料率はこれからも上昇が続くでしょう。負担額の増加により老後の生活資金を貯めづらくなります。資産の積極的な運用をご検討ください。

今月の yoko-so



今月は会計事務所の年明け最大のイベント「確定申告」がございました。yoko-soでは今年も気持ちを入れて一丸となって取り組みました。そんな今月の様子をご報告させていただきます！



確定申告 無事完了しました！

確定申告に取り組むメンバー



打ち上げの締めは新業務
リーダーから



打ち上げの2次会で盛り上がる
若手メンバー

3月は確定申告がございました。会計事務所の最大の行事といっても過言ではありません。yoko-soでは毎年、期限である3月15日の1週間前の全件完了を目標に掲げ、今年も1週間前の3月8日には完了し、全スタッフ集まっての打ち上げとなりました。

今年は例年以上にばたばた感なく、スムーズに確定申告が終わって、皆心おきなく盛り上がることができました。

これは昨年から何度も打合せをして綿密なスケジュールを立てくれた業務改善委員会のメンバー、一丸となって取り組んだ全メンバー、そしてなによりも早めに資料をご用意頂きましたお客様の御蔭です。ご協力いただき、心より感謝申し上げます。

確定申告が終わり、いったん落ち着きましたが、3月決算の申告がすぐに始まり、5月末まで会計事務所の繁忙期は続きます。今一度気を引き締めこれからもお客様に貢献できるようyoko-so一同頑張っていきます。

次号予告

来月4月は新年度を迎えられる企業も多いかと思えます。4月にyoko-soには男女2名ずつ計4名の新入社員が入社します。

昨年入社した二人も1年経って先輩になると思うと感慨深く感じます。2年目のスタッフのみならず入社〇年の古株スタッフもyoko-soのクレドにあるバリュー「憧れの先輩」のように一人ひとりが面倒見のいいカッコいい先輩を目指していきたいと思えます。来月号はフレッシュな新入社員のご紹介になるかと思えます！お楽しみに。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

大切なのは “ 運、鈍、根 ”

(古川財閥の創業者 古川市兵衛)

「運を掴むには鈍でなければならない、利口ぶってチョコマカすると運は逃げてしまう。鈍を守るには根がなくてはならない」... 成功者は必ず「運が良かった」と言います。そして愚直に取り組みつづける使命を持っていることが運を呼び込むのだと思います。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 1 3 1)

- ★ 東日本大震災から早いもので8年が経ちました。8年もの時間が経過したにも拘らず未だ復興の途中である現実に改めて災害の恐ろしさを感じます。戦後最悪の自然災害である東日本大震災では死者・行方不明者は1万8,434名にも上ります。平成を振り返ると1995年の阪神淡路大震災では、6,433名の方が犠牲となり、2018年の西日本豪雨では227名の方が犠牲となり平成最悪の水害となってしまいました。確かに自然の猛威の前では無力かもしれませんが、今一度、災害への備えを確認します。 (NISHIO)
- ★ 確定申告が終わると急に春を感じるようになります。横浜公園ではチューリップが芽吹き、華やかな季節の気配。そこへ、姪から結婚式の招待状が届き、「あの子が・・・」と感慨深くなる一方で、振り返ると我が家の庭が(泣)確かに昨年末から寒くなった、手を怪我した、繁忙期だと言い訳をして手入れをサボり、生活も緩んでいたかなと反省しました。新年度になる前に、庭も生活面もきちんと整えて、身体も引き締めて！新生活を始める2人にお手本になるようにしたいと思います。 (YAMAMOTO)
- ★ 年に一度、毎年計画を立案するお客様が今年も3月初旬にご来社くださいました。昨年立てた目標に対しての検証から、来期の目標を設定。社長自身がおっしゃるように、手堅く確実性の高い計画づくりです。独立されてから18年目、継続することが決して容易なことではない中、会社を守ってきた社長と次の10年にむけての目標を最後に共有しました。経営計画は未来に向かうため、企業にとって絶対に必要なツールです。先を見ることでしか得られない高揚感や危機感が、経営者の原動力となります！ (TOCHIKURA)
- ★ 3月未来創造塾は㈱スノーピーク・ビジネスソリューションズの藤本取締役役に講演をお願いしました。スノーピークと言えばファミリーキャンプやオートキャンプを主導するアウトドア用品のトップメーカーですが、「自然と、仕事が、うまくいく。」というメッセージの下、アウトドアの用品をオフィスに持ち込むことにより社員同士の関係性を高めて生産性の向上や働き方改革につなげるのを目的とする部署とのこと。オフィスを飛び出して焚き火を囲んで会議をする... 柔軟な発想や斬新なアイデアが浮かび、人間関係が劇的に向上する... 確かに！と思います。独立して15年間は平均の年間休日が30日位。娘二人の入学式にも卒業式にも運動会にも行ったことがありませんでしたが、休めるときには学校を休ませて年間27日キャンプに行った年がありました。一緒にテントを張り、カヌーで川下りをして、山に登り、焚き火を囲んで話をして... そんなアウトドアの濃密な時間が親子関係をキッチリと作ってくれました。週休二日だけど休日は寝坊してゴロゴロなんて親よりはズッと良い家族関係ができたと思います。焚き火を囲むと、人は素直になり親密になる... これって何千年も前から火を囲んで暮らしてきた人間に植え付けられたDNAかもしれませんね～(笑) (IZUMI)



TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時 : 2019年4月9日(火)24(水) / 10時~18時半

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 5社限定 料金一社 54,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

第99回「未来を創り会社が変わる最強マネジメント」

講師 : 有限会社KYOTAファクトリー 代表取締役 佐々木 強太

日時 : 2019年4月18日(木) / 16時~18時、終了後実費にて懇親会

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります